

政労使の意見交換

(開催要領)

1. 開催日時：令和7年5月22日（木）18:00～19:00
2. 場 所：総理大臣官邸4階大会議室
3. 出席者：

(政府)

石破 茂	内閣総理大臣
林 芳正	内閣官房長官
赤澤 亮正	新しい資本主義担当大臣
福岡 資麿	厚生労働大臣
武藤 容治	経済産業大臣
村上 誠一郎	総務大臣
中野 洋昌	国土交通大臣
笹川 博義	農林水産副大臣
茶谷 栄治	公正取引委員会委員長
橘 慶一郎	内閣官房副長官
青木 一彦	内閣官房副長官
佐藤 文俊	内閣官房副長官

(経済界)

十倉 雅和	日本経済団体連合会会長
小林 健	日本商工会議所会頭
森 洋	全国中小企業団体中央会会長
森 義久	全国商工会連合会会長

(労働界)

芳野 友子	日本労働組合総連合会会長
清水 秀行	日本労働組合総連合会事務局長

(議事次第)

1. 開 会
2. 議 事
 - (1) 2025 年春季労使交渉
 - (2) 「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」の施策パッケージ案
 - (3) 最低賃金の引上げ方針について、労使の皆さんと意見交換を行う
3. 閉 会

(資料)

- 資料 1 「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」の施策パッケージ案
 - 資料 2 日本経済団体連合会 十倉会長提出資料
 - 資料 3 日本労働組合総連合会 芳野会長提出資料
 - 資料 4 日本商工会議所 小林会頭提出資料
 - 資料 5 全国中小企業団体中央会 森会長提出資料
 - 資料 6 全国商工会連合会 森会長提出資料
 - 資料 7 厚生労働大臣提出資料
 - 資料 8 総務大臣提出資料
 - 資料 9 国土交通大臣提出資料
 - 資料 10 農林水産副大臣提出資料
 - 資料 11 公正取引委員会委員長提出資料
-

○赤澤新しい資本主義担当大臣

本日は、2025年春季労使交渉、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」の施策パッケージ案及び最低賃金の引上げ方針について、労使の皆様と意見交換を行うこととさせていただきます。

初めに、私から、2029年度までの5年間で、実質賃金で1%程度の上昇、すなわち、持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を1%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルムとして我が国に定着させるため、特に、我が国の雇用の7割を占める中小企業・小規模事業者の経営変革の後押しと賃上げ環境の整備のために策定し、強力に実行していく「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」の主要政策を説明させていただきます。

まず生産性向上ですが、中小企業・小規模事業者の生産性向上について、5年間で60兆円の中小企業・小規模事業者の生産性向上投資を官民で実現するために、複数年度にわたって支援を行います。

その際、全国津々浦々で必要な投資が行われるよう、全国2,000を超える者によるきめ細やかな支援など、全国的なサポート体制を構築します。

特に、最低賃金引上げの影響を大きく受ける人手不足が深刻な12業種については、業種別の「省力化投資促進プラン」に基づき、官民で省力化投資を推進します。

次に、価格転嫁・取引適正化ですが、17兆円の自治体の官公需と11兆円の国・独立行政法人等の官公需の両方で、適切な価格転嫁を徹底して進めます。

とりわけ、自治体の官公需の価格転嫁のため、自治体に重点支援地方交付金を徹底的に活用していただくとともに、自治体の低入札価格調査制度・最低制限価格制度の導入状況を国が一覧性を持って可視化し、両制度の導入拡大を図ります。

中小受託取引適正化法の執行強化のため、公正取引委員会・中小企業庁・業所管省庁の体制強化とともに、違反企業への対応厳格化を検討します。

次に、事業承継・M&Aですが、336万者の経営者全員が、事業承継・M&A等について、いつでも相談できる支援体制を構築します。

全国47都道府県にある事業承継・引継ぎ支援センターの支援体制を強化するとともに、身近に相談できる地銀・信金・信組等の地域金融機関による経営者へのコンサルティングを促進します。

M&Aアドバイザーに関する新たな資格制度を検討するとともに、雇用維持や経営者保証を外さない不適切な買手の問題に対する不安に対処するため、M&A後の同意事項に反した場合に買戻しまたは解除を可能とする措置を検討します。

次に、地域で活躍する人材の育成・処遇改善についてですが、アドバンスト・エッセンシャルワーカーを育成するため、就業人口の6割を占める現場人材へのデジタル技術等のリ・スキリングや処遇改善を進めます。

医療・介護・保育・福祉等の現場での公定価格の引上げのため、これまでの歳出改革を通じた保険料負担の抑制努力も継続しつつ、次期報酬改定をはじめとした必要な対応策について、今年の春季労使交渉における力強い賃上げの実現や昨今の物価上昇による影響等を踏まえながら、経営の安定や現場で働く幅広い職種の方々の賃上げに確実につながるよう、的確な対応を行います。

最低賃金については、適切な価格転嫁と生産性向上支援により、最低賃金の引上げを後押しし、2020年代に全国平均1,500円という高い目標の達成に向け、官民で最大限の取組を5年間で集中的に実施します。

その上で、各都道府県で、中央最低賃金審議会の目安を超えて最低賃金の引上げが行われる場合には、地域の実情に応じた賃上げ支援の十分な後押しなど、大胆な支援を行います。

私からの説明は以上でございます。

続いて、御出席の労使の皆様から御発言を賜りたいと思います。

最初に、日本経済団体連合会の十倉会長、お願いをいたします。

○日本経済団体連合会十倉会長

ありがとうございます。

私からは、2025年の春季労使交渉、それと最低賃金の引上げ方針、この2点について申し上げます。

まず2025年の春季労使交渉についてであります。

経団連では、賃金引上げの力強いモメンタムの維持・強化に向けて、2023年を起点、24年を加速、そして、本年を定着の年とすべく、経団連が毎年取りまとめております「経営労働政策特別委員会報告」（経労委報告）などを通じまして、ベースアップを念頭に置いた検討を強く呼びかけてまいりました。

本日、経団連は、大企業の賃金引上げ状況の第1回集計結果を公表いたしております。資料2を御覧ください。これは、従業員500人以上の大手企業97社で働く約62万人の平均の賃金引上げの状況であります。その平均引上げ額は1万9,342円となり、アップ率は5.38%となりました。2年連続して2万円近い引上げ額と5%台のアップ率という高い水準を記録いたしました。

さらに、アップ率の内訳を見てまいりますと、5%以上の企業が76.1%、すなわち4分の3強を占め、6%以上も3割、30.7%に上っております。

第1回集計の段階ではありますが、賃金引上げの力強いモメンタムが今年も継続し、定着に向けて着実に進展していることが確認でき、率直にうれしく思っております。この流れをさらに加速するには、働き手の約7割を雇用する中小企業における継続的な賃金引上げとその原資の安定的な確保が不可欠であります。そのためには、中小企業の生産性の改善・向上、適正な価格転嫁が必要であります。

資料第1の賃金向上推進5か年計画の施策パッケージでは、これらの点に対する政府の支援策と環境整備が盛り込まれております。政府には、パッケージで示されております各施策の速やかな実行をぜひよろしくお願いいたします。

2点目の最低賃金の引上げ方針について申し上げます。

チャレンジングな目標を掲げ、予見可能性を高めながら、できるだけ早く最低賃金を引き上げていくことに全く異論はございません。しかしながら、最低賃金は法的強制力を有するものであります。最低賃金の決定に当たっては、法律で決められております労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力、これら三要素を総合的に勘案し、労働者、使用者、公益のこれら三者の代表者で構成される最低賃金審議会の意見を聴くこととされております。こうした公労使の代表による審議が求められておりますように、最低賃金は当事者の意見をきちんと踏まえて決定する必要があると考えます。

この後、中小企業団体や連合の方々から意見表明がなされると聞いておりますが、最低賃金の引上げの影響を受けやすい中小企業や労働者の意見を踏まえることが特に重要であります。したがって、最低賃金引上げ方針の策定に当たりまして、本日の政労使の意見交換のように、政労使が一同に会する場で当事者の意見を必ず聴いた上で行うことが肝要と考えます。

私からは以上でございます。

○赤澤新しい資本主義担当大臣

ありがとうございました。

続きまして、日本労働組合総連合会の芳野会長、お願いをいたします。

○日本労働組合総連合会芳野会長

ありがとうございます。連合の芳野でございます。

資料3を提出しておりますが、3点について申し述べたいと思います。

まず1点目は賃上げの結果についてです。

2025春季生活闘争では、2年連続で定昇込み5%台の賃上げを実現しています。33年ぶりに5%以上を実現した昨年をさらに上回る結果です。労使が賃金、経済、物価を安定した巡航軌道に乗せる正念場であるとの共通認識の下、企業の持続的成長、日本全体の生産性向上につながる人への投資の重要性について、中長期的視点を持って粘り強く真摯に交渉した結果です。新たなステージの定着に向け、前進したと受け止めております。

一方、中小組合も健闘しているものの、格差拡大に歯止めをかけるには至っておりません。労務費を含む適切な価格転嫁・適正取引の取組は従来に比べれば進んでいますが、いまだ道半ばです。今国会で下請法は中小受託取引適正化法、下請振興法は受託中小企業振興法としてそれぞれ改正され、2026年1月1日に施行されることになりました。官公需の分野も含め、これら改正法を周知徹底願います。

中小企業や労働組合のない職場で働く方々も含め、みんなの生活向上につながる賃上げが当たり前の社会を実現していかなければなりません。労働組合のある企業のほうが賃上げ率が高い結果が出ていることから、労働組合の有無にかかわらず、全国津々浦々に物価に負けない賃上げの流れを波及させるためにも、地方版政労使会議の複数回開催を含め、より積極的な活用を検討願います。

また、足元では、米国トランプ政権の関税措置などにより、将来の不確実性が増し、不安を抱く国民も踏まえています。この間の取組を通じて、四半世紀に及んだ慢性デフレのサイクルから賃金と物価が持続的かつ緩やかに上昇する健全なサイクルへと移行しつつあります。この動きを社会にしっかりと定着させなければなりません。そのためには、政労使で目指すべき好循環の姿を改めて共有するとともに、そこに至る時間軸を明確にし、政府として短期的対応と中長期的政策をしっかりと打ち出していくべきです。日本全体の実質賃金1%上昇は早急を実現すべきです。

次に、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」の政策パッケージについて触れたいと思います。

持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇1%程度を上回る賃金上昇を賃上げのノルムとして我が国に定着させるという分かりやすいメッセージを冒頭に書き込むことはよいと思います。言葉を追記し、「生活向上を実感できる賃上げこそが成長戦略の要」としてはどうでしょうか。

加えて、この文章の読み方について確認したいのですが、ノルムは5年間の集中期間を通じて定着させていく、実質賃金1%程度の上昇は5年後ではなくもっと早い段階で実現を目指す、という理解でよいでしょうか。早期に賃上げの裾野を広げるべく、全国の中小企業や相対的に低い賃上げ率にとどまっている産業などの支援策を強化する必要があり、政策資源を総動員した5か年計画パッケージを打ち出す、という理解をしております。早急に予算措置等を行い、実行に移していただきたいと思います。官民でのデフレマインドの払拭については、良い物、良いサービスには適正な良い値がつくという適正価格に対する国民の理解促進に資する政府広告や関係省庁からの発信を強化するべきです。

3点目は、最低賃金について触れたいと思います。

米をはじめとした食料品や生活必需品などの物価高により、最低賃金近傍で働く人の生活はますます厳しさを増しています。岸田前政権が掲げた目標を前倒しし、最低賃金の大幅な引上げを目指すことは、好循環の姿を実現する上でも必要不可欠です。今年度の地域別最低賃金の引上げについては、最低賃金法に基づき公労使三者構成の最低賃金審議会で議論を尽くしたいと考えます。政府目標の前倒しに当たっては、最低賃金引上げに対応した適正な価格転嫁と中小企業等への支援策を強化し、それが実現できる環境を整えることが不可欠です。政府として最大限の支援をお願いいたします。自治体レベルの支援策についても国が助成すべきです。

なお、エッセンシャルワーカーなどの賃金を社会的に底上げするためには、地域別最低賃金のみならず、特定最低賃金の積極的な活用についても議論を深めるべきだと考えております。

以上でございます。

○赤澤新しい資本主義担当大臣

ありがとうございました。

続いて、日本商工会議所の小林会頭、お願いをいたします。

○日本商工会議所小林会頭

ありがとうございます。日商の小林でございます。

お手元資料の4を御覧ください。

今春闘での高い賃上げに中小企業も精いっぱい対応しております。まさに今、賃上げ交渉の真っ最中でございます。この多くの企業が支払い原資の確保に向けて生産性向上や価格転嫁に最大限取り組んでおります。引き続き政府の支援は極めて重要であります。賃金向上推進5か年計画の施策パッケージについては、現場の声が反映されたものとして高く評価しております。迅速な施策の執行を強く期待するところであります。

価格転嫁について、官公需取引における適切な価格転嫁の推進が地域の中小企業の所得改善に直結をいたします。ぜひ積極的な後押しをお願いしたいと思います。また、価格転嫁が一定程度進みつつある中で、トランプ関税をめぐる不安から従来のコストダウン取引に戻り、再び中小企業にしわ寄せが行かないよう、政府による監視機能の一層の強化を図っていただきたいと思っております。

人手不足が深刻化する中で、省力化などの生産性向上投資の拡大は不可欠であります。12業種で促進プランが示されておりますが、商工会議所も業界団体あるいは関係機関と連携してこれに対応してまいります。また、12業種以外にも、警備業等で人手不足が厳しい業種に対して重点的な支援の拡充をぜひお願い申し上げます。

他方、最低賃金については、これまで一貫して主張しているとおり、労働者の生活を保障するセーフティーネットとして、赤字企業も含め競争力を持って適用されるものであり、賃上げ実現の政策手段としては用いるべきではないと考えております。

政府目標の「2020年代に1,500円」について、日商の調査では、中小企業の7割超が「対応は不可能もしくは困難」とし、仮に今年度より7.3%の引上げとなれば、地方・小規模企業では約2割が「休廃業を検討」と回答しております。調査結果を見る限り、地方・小規模企業の実態を十分に踏まえたものとは言えないというのが我々の受け止めであります。

物価や賃金の上昇が続く中で、ある程度の引上げは必要との認識はありますが、問題はその上げ幅とスピードにあります。実態を踏まえない引上げは地方の産業・生活インフラを担う中小企業の事業継続を脅かし、地域経済全体に深刻な影響を及ぼすとともに、地方創生の実現にも支障を来しかねません。

なお、日本の最低賃金額は国際的に低水準という指摘もございますが、諸外国では若年層等について適用除外あるいは減額措置が設けられるなど制度の違いがあり、雇用慣行なども異なることから単純に比較すべきではないと思います。

最低賃金に関する政策決定に当たっては、法定三要素のデータに基づく議論が基本であります。中小・小規模事業者を含め、当事者である労使の意見をよく聞いた上で御検討をいただきたいと思っております。

過去2年、中央最低賃金審議会では、法定三要素のデータに基づく丁寧な議論が行われております。地方の審議会においても、地域実態を踏まえた熟議の下、納得感のある決定が進むことを期待しております。

最低賃金の大幅な引上げが続いている中で、対応が困難な企業に対しましては、官民での生産性向上等に十分な支援が必要であります。ただし、政府・自治体による支援が審議をゆがめることはないように強くお願いしたい。昨年度の徳島県のような企業に対する実額での補助も一つの在り方かと考えられますが、支援ありきとなれば地方審議会における実態を踏まえた審議決定がゆがめられ、ひいては、地方審議会の形骸化にもつながりかねません。また、中小企業に本来求められる生産性向上等の自助努力に対するモチベーションを下げるおそれもありますので、これらの点は十分に御留意いただきたいと思っております。

私から以上であります。

○赤澤新しい資本主義担当大臣

続きまして、全国中小企業団体中央会の森洋会長、お願いをいたします。

○全国中小企業団体中央会森（洋）会長

全国中小企業団体中央会会長の森でございます。

3月に続き政労使の意見交換の場におきまして、中小企業の実情をお伝えする機会をいただき、誠にありがとうございます。

まず、中小企業の経営環境ですが、資料の1ページにあるように、非製造業の景況はサービス業において堅調なインバウンド需要に支えられたこともあり上昇いたしました。製造業では原材料、燃料、人件費等のコストの上昇に価格転嫁が追いつかず、さらに人手不足の状態が多く業種で収益力の足かせとなっています。

中小企業の賃上げにつきましては、連合の発表では、300人未満の組合のあるところは

4. 93%ですが、全国中央会が5月に行ったアンケートでは、資料の4ページにあるように平均引上げ率は3%程度が最も多く、凍結や未定もあるなど賃上げ原資の確保に苦慮している状況であります。賃上げ原資の確保のためには十分な価格転嫁と生産性の向上が必要であり、このたび成立した改正下請法の来年1月の施行に向けて、事業者への周知と元請企業との適正な取引環境について一層の整備をお願いをいたします。

特に「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」の施策パッケージにおける官公需対策については、行政自らが率先して適正な価格転嫁を推進していただくことが重要です。地方経済では官公需の占めるウエートが大きいことから、中小企業が労務費や原材料費の上昇分を適切に価格へ反映できるよう、現場の予算管理、執行を担う全市町村の発注担当者の一人一人が理解を深め、契約、価格設定に反映させる対応の徹底をお願いをいたします。

また、中小企業の持つ優秀な技術、ノウハウや雇用確保に必要な事業承継の一層の支援が必要です。加えて、事業承継やM&Aにより、新しい経営者が新しい事業展開を進めることで経営規模の拡大や生産性の向上が期待されます。しかしながら、事業譲渡やM&Aを行う際には、仲介業者や金融機関に支払う手数料が売手、買手双方に大きな負担となることも課題の一つであります。中小企業の円滑な事業再編や承継を促進するためには、十分な出資や融資の提供に加えて手数料の透明性の確保や過度な負担の回避を図るなど、関係機関による取引全体の適正化に向けた支援やルール整備をお願いをいたします。

足元では企業の倒産件数が増加してきており、東京商工リサーチ調べによると、2024年度は全国企業倒産1万144件と3年連続で増加し、11年ぶりに1万円を上回る状況となりました。この状況を踏まえ、今年度の最低賃金の審議においても、大幅な引上げの議論は労働者の生活向上を目指すものとして理解いたしますが、企業の存続や経済全体に及ぼす影響を十分に考慮し、慎重に進められることが必要です。

最低賃金制度は労働者の生活を保障するセーフティーネットとして赤字企業も含め強制力を持って適用されます。中央最低賃金審議会では、公労使が三要素に関するデータを基に審議を重ね、各種統計を参照する形で目安額決定の根拠が明確に示されるなど、プロセスの適正化が一定程度図られております。こうした取組が継続され、中央はもとより、地方においてもデータによる明確な根拠に基づく納得感のある審議が行われることを強く求めます。

一方、地方の審議会では、経済実態とは別の観点での決定がなされるところも出てきており、人手不足とはいえ、中小企業の支払い能力を超える最低賃金の急激な上昇は地方の生活を支える小規模企業への打撃が大変大きいと懸念しております。このため、中小企業の支払い能力を超える大幅な最低賃金の引上げが行われる場合には、税制優遇措置や企業の設備投資、コンサル費用、研修にとどまらず、不足する資金原資に充てられるような助成金、交付金など、政府及び地方自治体の支援策の導入により、企業負担の増加分に対する具体的な支援措置を事前に講じていただくことが必要であります。

最低賃金の引上げは、企業の持続可能性や雇用維持の視点からも総合的に判断されるべきであります。すなわち、最低賃金の引上げは、その対象となる方々以外に企業の中の賃金体系全体の見直しにつながることから、人件費の負担の大きさにも配慮が必要です。特に地方の中小企業には小規模事業者が多く、人件費の増大が経営の存続を脅かす大きな要因となっていることを理解いただくようお願いをいたします。

中小企業も様々な支援策を活用しながらデフレマインドを払拭し、物価を上回る賃上げ、最低賃金の引上げに努力をしておりますが、何よりも経済の持続的な拡大と経営者が予見を持って経営できる状況が必要です。特に実質賃金の1%の上昇を目指すためには、物価のマイルドな推移が前提となります。大幅な景気、物価、為替変動などの影響がないよう、政府には十分な御配慮をいただきますようお願いを申し上げます。

私からは以上であります。

○赤澤新しい資本主義担当大臣

続きまして、全国商工会連合会の森義久会長、お願いをいたします。

○全国商工会連合会森（義）会長

全国商工会連合会の森でございます。

本日、中小企業・小規模事業者の意見を聞く機会を設けていただき、厚く御礼を申し上げます。

まず最初に、令和7年度の賃上げの状況について申し上げます。

資料、1ページのとおり、予定を含む賃上げ実施事業者が現時点で71.1%と積極的に賃上げに対応しており、賃上げ率についても平均4%以上が33.3%と高い水準で引上げを行っております。

一方、2ページのとおり、営業利益減少でも70.1%が賃上げに対応しているものの、引上げ率は増益のほうが高く、身を削った賃上げにも限界があります。また、今後5年間の賃上げ継続の見通しは現状では懐疑的な意見が多く、不透明感が強い状況です。

次に、価格転嫁について申し上げます。

資料の3ページのとおり、物価や賃金の上昇が続く中、価格転嫁は非常に厳しく、転嫁が進んでいる事業者が13.1%、進んでいない事業者が59.4%と前回調査とほぼ同水準で転嫁が進まない状況であります。

次に、賃金向上推進5か年計画の施策パッケージについて申し上げます。

地域経済にとって重要な官公需について、最低制限価格制度の導入拡大などの価格転嫁支援策が盛り込まれたことは評価いたします。労務費を含めコストが増大している中、生産性向上の目標実現のためには、中小企業・小規模事業者に対してワンショットで支援しても効果は限定的であり、持続的に支援をし続けることが重要であります。そこで、前回も申し上げましたが、地方創生推進交付金の拡充を含め、しっかりと予算の確保をお願いをいたします。

また、資料の4ページのとおり、事業者からは支援策が使えなかった、手続きが煩雑との

声も多くあるため、手続の簡素化や申請支援の強化に加えて生産性向上の支援に不可欠な商工会の経営指導員などの増員や処遇改善もお願いをいたします。

最低賃金について申し上げます。

中小企業・小規模事業者としても、物価が上昇している中、従業員の生活の向上のため、最低賃金のある程度の引上げを含めた継続的な賃上げを図っていく必要性を痛感しております。一方、資料、5ページのとおり、最低賃金については事業者の負担感は非常に大きく、政府目標に対応が厳しい、不可能という声が売上高1億円以上でも67.2%となっております。また、その場合に事業規模の縮小や休業の検討を選択する事業者が売上1,000万未満で41.4%に上り、1億円未満の全階層で25%を超えております。

米国の関税強化などが事業者に与える影響が不透明な中、目標どおり引き上げた場合、地方、特に商工会地域から欠かすことのできない事業や雇用が失われ、地方創生の実現に大きな支障ができることを強く懸念しております。廃業したらその事業や雇用を生産性の高い事業者が引き継げばいいということと言われる方もおります。しかし、商工会でも懸命に支援しておりますが、地方の小規模事業者の第三者承継はとても難しく、一旦失われた事業、雇用はそのままになってしまうのが現状です。

以上のことから、最低賃金については方針ありきでなく、毎年の中央、地方の審議会で法定三要素を十分に考慮の上、納得感のある引上げを実施することが重要と考えております。また、最低賃金の引上げや賃上げに対応するため、地方においても独自の支援をすることは必要ですが、その支援策ありきで実現困難な引上げを求めることがないように、お願いをしたいと思います。

最低賃金を含めて継続的な賃上げの実現という点について、政労使の思いは同じであると思っております。本日は厳しいことをたくさん申し上げましたが、これが地方の中小企業・小規模事業者の実情でありますので、皆様にも御理解いただき、引き続き政労使が協力して取組を進めていくことが重要であると申し上げておきたいと思っております。

ここで一言。石破総理におかれましては、国内外に大変な課題が山積しております。まさに石破総理のリーダーシップの下、真の地方創生を実現していただきたいと思っておりますので、ぜひ頑張ってください。引き続きよろしくをお願いをいたします。

以上です。

○赤澤新しい資本主義担当大臣

ありがとうございました。

次に、閣僚の皆様から御発言をお願いをいたします。

まず、福岡厚生労働大臣、お願いをいたします。

○福岡厚生労働大臣

資料7、お配りをしております。

今季の春季労使交渉の連合の集計結果では、5.32%と昨年同時期を上回る賃上げ率となったものと承知しております。厚生労働省としては、地方における賃上げに向けた機運の

醸成を図るため、昨年度に47都道府県において地方版政労使会議を開催したところであり、本年度もこうした取組を行ってまいります。

医療、介護、障害福祉分野の公定価格の引上げについては、保険料負担の抑制努力を継続しながら、経営の安定や現場で働く方々の賃上げに確実につながるよう、次期報酬改定をはじめとした必要な対応策を検討してまいります。

また、最低賃金の引上げも含め、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備を図るため、価格転嫁・取引適正化の徹底に関係省庁と協力して取り組むとともに、生産性向上に資する設備投資等を支援する助成金をはじめとした「賃上げ支援助成金パッケージ」により、労働市場全体の賃上げを支援してまいります。

以上です。

○赤澤新しい資本主義担当大臣

ありがとうございました。

続きまして、武藤経産大臣、お願いをいたします。

○武藤経済産業大臣

ありがとうございます。

今回の米国による関税措置により、不確実性は高まっており、機動的な対応が不可欠であります。米国との協議の状況、産業、地域経済、国民生活への影響を見極めた上で必要な対策に万全を期してまいります。その上で、内外の情勢変化を踏まえ、不確実性が高まる中にあっても、賃上げと投資が牽引する成長型経済の実現に向けたモメンタムをさらに維持、強化するため、官民が協力して取り組んでいく必要があります。

中でも、我が国の雇用の約7割を占める中小・小規模事業者が賃上げしやすい経営環境を整えることが重要です。このため、経済産業省としては「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」における賃上げ目標の実現に向けて、価格転嫁・取引適正化対策の徹底、官民での生産性向上投資、事業承継・M&Aへの支援等を通じて中小・小規模事業者を強力にサポートしていきたいと考えております。その際には、現場レベルのきめ細かいサポートや経営人材のマッチングを含め、商工会議所、地域金融機関等の協力を得つつ、着実に成果につなげてまいります。

以上です。

○赤澤新しい資本主義担当大臣

ありがとうございます。

続いて、村上総務大臣、お願いをいたします。

○村上総務大臣

資料8の1ページを御覧ください。

総務省における価格転嫁の取組につきましては、3月の会議でも御説明いたしましたが、本日はその後の取組について御説明いたします。

まず、低入札価格調査制度等の活用についてであります。

総務省におきましては、本年1月に自治体に依頼した、制度未導入の自治体においては制度を導入すること、工事等の一部の契約で制度を導入している自治体においては工事以外の契約に拡大すること等について、現在、導入状況のフォローアップを行っているところであり、結果が取りまとめ次第、自治体ごとに「見える化」して公表する予定であります。

次に、価格転嫁に関する相談窓口の設置についてであります。

中小企業庁が設置している「下請かけこみ寺」において、新たに官公需に関する相談を受け付けることとしており、4月に自治体に対し、その相談に対応する窓口の設置を依頼したところであります。6月中にも「下請かけこみ寺」で官公需に関する相談を受け付けられるよう準備を進めてまいります。

最後に、重点支援地方交付金の活用についてであります。

4月には令和7年度予算における事業にも交付金が活用可能であることを周知したところであり、あらゆる機会を捉えて活用を促してまいります。

こうした取組を通じて自治体における発注が適正化されるよう取り組んでまいります。以上であります。

○赤澤新しい資本主義担当大臣

ありがとうございます。

続いて、中野国土交通大臣、お願いをいたします。

○中野国土交通大臣

国土交通省でございます。

国土交通分野における賃上げ施策について申し上げます。

資料9の1ページを御覧ください。

まず、各企業の生産性を高めることで賃上げの原資を確保するため、省力化投資を促進してまいります。例えば宿泊業では自動チェックイン機、自動車整備業ではスキャンツール、建設業ではドローン、自動車運送業では運行管理支援システムなどの導入を支援します。

資料の4ページ目を御覧ください。

各企業の生産性向上に加えまして、価格転嫁を促進することで、企業外から賃上げ原資を確保することも重要でございます。公共工事の適切な予定価格の設定やダンピング対策の徹底を進めるとともに、官公需以外も含めて労務費等の価格転嫁の円滑化に努めてまいります。

以上でございます。

○赤澤新しい資本主義担当大臣

ありがとうございました。

続きまして、農林水産副大臣、お願いをいたします。

○笹川農林水産副大臣

農林水産省です。

資料10を御覧ください。

消費者への安定した価格での米をはじめとする農林水産物、食品の供給と持続可能で強靱な農林水産業の確立を両立するためには、他産業と比較して生産性が低い状況にある農業をはじめとする食料システムの各段階でスマート技術の実装等の省力化投資を強力に推進し、飛躍的な生産性の向上を図ることが不可欠であります。

このため、これからの5年間を農業構造転換集中対策期間と位置づけ、農業においてスマート農機の導入支援等によるスマート技術の開発と普及を加速化させるとともに、これをさらに推進するための農地の集約化、大区画化に取り組みます。また、林業、水産業においてもスマート技術の現場実装を支援します。加えて、飲食業においても中小事業者をターゲットに全国的なサポート体制を構築し、支援策の周知、活用に向けた助言など、支援を行います。

以上であります。

○赤澤新しい資本主義担当大臣

ありがとうございました。

続きまして、茶谷公正取引委員会委員長、お願いをいたします。

○茶谷公正取引委員会委員長

昨日、公正取引委員会委員長を拝命しました茶谷でございます。

取引上の立場の弱い事業者が物価上昇に負けない賃上げの原資を確保できるよう、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる取引環境を整備するための下請法改正法が先週5月16日に成立いたしました。

最後の資料11を御覧ください。

この1ページ目でございますが、改正事項として例えばコスト上昇局面においても適切な価格転嫁が行われるよう、協議を適切に行わない一方的な代金額の決定を禁止することに加え、事業所管省庁とも連携して面的な執行を行っていくべく、事業所管省庁の主務大臣に対し指導・助言権限を付与することとしています。

さらに、「親事業者」、「下請事業者」といった用語を改めるとともに、下請法という法律の名称自体も改正し、今後、「中小受託取引適正化法」や「取適法」といった通称を用いて周知に取り組んでまいります。

改正法の施行期日は国会での御審議を経て来年の春季労使交渉に間に合わせるべく、令和8年1月1日と規定されましたので、今後の施行に向け関係機関とも連携しながら万全を尽くしてまいります。

私からは以上でございます。

○赤澤新しい資本主義担当大臣

ありがとうございました。

それでは、総理から本日の取りまとめの御発言をお願いしたいと思います。

その前にプレスが入室をいたします。

(報道関係者入室)

○赤澤新しい資本主義担当大臣

よろしいですか。

それでは、総理から取りまとめの御発言をいただきます。

○石破内閣総理大臣

本日、労使の皆様からお述べいただきました。昨年11月の政労使の意見交換でベースアップを念頭に大幅な賃上げへの御協力をお願いをし、官民で連携して取組を進めてまいったところでございます。その結果、これまでのところ、今年の春季労使交渉での賃上げは、33年ぶりの高い水準となった昨年を更に上回る水準であり、2年連続で5パーセントを上回る水準となっております。この賃上げのすう勢が、我が国の雇用の7割を占める中小企業・小規模事業者、地方で働く皆様方にも行き渡ることが重要であります。

「賃上げこそが成長戦略の要」であり、2029年度までの5年間で、実質賃金で1パーセント程度の上昇を賃上げの新たな水準の社会通念、ノルムという言葉を使いますが、我が国に定着をさせ、「賃上げと投資がけん引する成長型経済」を実現するため、「賃金向上推進5か年計画」に基づき、中小企業・小規模事業者の経営変革の後押しと賃上げ環境の整備に政策資源を総動員してまいります。

最低賃金につきましては、適切な価格転嫁と生産性向上支援により、最低賃金の引上げを後押しをし、2020年代に全国平均1,500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で、最大限の取組を5年間で集中的に実施をいたします。

政府として、地方の中小・小規模事業者の皆様方にとって重要である官公需における対策等を含めた価格転嫁・取引適正化の徹底、業種別の「省力化投資促進プラン」とそれに基づくきめ細かな支援策の充実と支援体制の整備を通じた中小企業・小規模事業者の生産性向上、中小・小規模事業の経営者の方々の事業承継・M&Aに関する御不安、障壁を取り払い、先々の経営判断を計画的に行うことができる環境の整備、地域で活躍する人材の育成と処遇改善等の施策パッケージを実行いたします。

EU指令におきましては、賃金の中央値の60パーセントや平均値の50パーセントが最低賃金設定に当たっての参照指標として、加盟国に示されております。最低賃金の引上げにつきましては、我が国と欧州とでは制度の一部に異なる点があることにも留意をしつつ、これらに比べて、我が国の最低賃金が低い水準となっていることも踏まえ、中央最低賃金審議会において御議論をいただきます。

その上で、各都道府県において中央最低賃金審議会の目安を超える最低賃金の引上げが行われる場合への特別な対応として、政府の補助金における重点的な支援、交付金等を活用した都道府県による地域の実情に応じた賃上げ支援の十分な後押しにより、生産性向上

に取り組み、最低賃金の引上げに対応していただく中小企業・小規模事業者を大胆に後押しをいたしてまいります。

地方最低賃金審議会において、これらの政府全体の取組や各都道府県の賃上げ環境も踏まえ、御議論をいただきます。

地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げるなど、地域間格差の是正を図ってまいります。

賃上げと投資の好循環の実現のため、2030年度135兆円・2040年度200兆円の官民国内投資目標の実現に向け、世界経済を巡る見通しが不確実化していく中であっても、積極的な国内投資を促進するための施策を具体化してまいります。

本日労使の皆様方から頂戴した御意見につきましては、6月に取りまとめる実行計画改訂版や骨太方針の中で、「賃上げと投資がけん引する成長型経済」の実現に向けた具体策として盛り込んでまいります。よろしくお願いを申し上げます。以上であります。

○赤澤新しい資本主義担当大臣

ありがとうございました。

プレスは御退室をお願いをいたします。

(報道関係者退室)

○赤澤新しい資本主義担当大臣

本日の御自身の発言内容については対外的にお話しただいて結構ですが、他の皆様の御発言についてはお控えいただくよう、よろしくお願いをいたします。

以上をもちまして、意見交換を終了いたします。ありがとうございました。